

べきものと決定をいたしましたよう次第でございます。

よろしく御審議いただきまして、委員会報告書により御決定をくださいますようお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君)

次に、建設委員長高水惣八君。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君)

御指名がございましたので、議案第十八号

中、当委員会の所管分につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

当委員会に付託された部分は、経済課関係の農林水産業費、

商工費及び建設部関係の土木費でございます。担当の課長より内容

の説明があった後に質疑に入ったわけでございますが、その主なものを申し上げます。

まず、経済課関係については、アメリカシロヒトリの防除作業員の賃金の減及び樹林地等の保全奨励金の減額理由について質疑があり、

それに対して、防除作業員賃金については、当初百四十日分を予定したが、夏場にかけてアメリカシロヒトリの発生が少なかったために実質的に約六十八日

となり、今回八十八万三千円を減額した。樹林地等奨励金は、五年間の

契約でセアルから十五アールまで交付しており、本年度は当初において村

象面積を約三十三万七千八百平方メートルと予定したが、実質的には

三十三万六千八百六十七平方メートルとなったために二百九十九万円を減額した。

次に、建設部関係におうは、今回の減額補正の中で、特に福生駅

西口周辺の町づくり調査委託料五百八十九万円の減額について質疑があり、

理事者より、現段階は町づくりのための調査段階であるが、公共施設

整備計画として駅前広場とか駅舎の問題、駐車場等、骨格をな

す問題であり、あるいは西口周辺の銀座通りや中央通り等の波及

効果等、時間をかけて検討をしなければならぬ問題も多くあり、委

託している新都市建設公社における専門家の調査会議の中で、当

初は十月を目途として町づくり街区の基本計画案及び事業計画案の

が二月に入ってしまったという状況。それと同時に地元関係者との意見交換も予定をしたが、二月から三月にかけて地元の自主的な動きが出てきて、これをもう一歩進の事業化案まで持っていきたいという状況になったが、第四街区も事業化案ができ、省として再開発でやるというモデル案ができているので、今回、ⅣとⅦ街区についても説明し、理解を得ていきたいと思つてゐるが、今回の五百八十万円の減額によつて、本年度は事業化案ができなくなるとも、この目的達成は支障はないと思つてゐる。

このような答弁があり、さらにまた、今回の一中裏の道路買収費で減額となった点について質疑があり、熊牛緑地の取りつけ道路の買収関係で権利者が四人おり、周辺住民が利用している私道がありますが、当初は買収に協力する考えで計画をしたが、この道路が公道となつてしまふと一層自転車等の通行が多くなり、住環境が脅かされることから想われるので協力はいたしかねるということになり、結果的に今回は二千三百万円を減額せざるを得なくなつたわけである。

このような答弁があり、本案についてお諮りいたしましたところ、原案のと

おり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願ひ申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午前十時五十七分 休憩

午後一時 二分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、厚生委員長 指田保雄君。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、議案第十八号昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第七号)のうち、当委員会付託分について、御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は省略させていただきます。(議案審査報告書) 別添参照

審査の概要を申し上げますと、関係部課長より説明を受けた後、質疑を行ったものであります。

各委員より、民生委員は月額七千七百円及びその他で年間にする  
と十万余円の金額が支払われているが、保護司は市内の保護観察を  
しているのに年間一千万円程度である。せめてガソリン代ぐらいは見てやるべきだ  
と思うが、今後の考え方について伺いたい。横田基地に關係するテレビ共同  
受信施設の設置工事が始まっているが、二十メートル間隔で多くの支柱を  
立てているが、美観上からも、また、交通事故等の際、二次的な事故  
に結びつくことも考えられるので、東電の電柱に共架するとか、地下に埋  
設できなかったのか。工事費が防衛側からもらえるならば地下埋設がい  
いと思ふし、余りにも支柱の数が多いため、支柱の数を減らすとか、地下埋  
設とミックスした形で工事ができなかったものか。横田基地關係のテレビ電  
波障害の除去対策が講じられた後に近くに民間施設がつくられ、  
複合的な原因で電波障害が生じた場合の対処の仕方についてはどうなっ  
ているか。民間保育所の定員は一万二百人だが、実際は一万三十五人であ

るというところであるが、五十六年度でも未措置児童がゼロということはないの  
で、定員が満たされるような努力を願いたい。児童手当の八百十五万  
円の減の対象人数等について伺いたい等々の発言がありました。

これに対し、各担当より次のような答弁がなされました。

民生委員については、地域の福祉に關する連絡員的な役割りをしていた  
だいていることから社会福祉協力員の形で予算措置をしている。近隣の  
市も同様であります。保護司については法務局の關係であり性質的に  
違ふというところ、年間一千万の報償金を支払っているのが現状であります。

テレビ障害の工事の支柱は、設計基準が二十メートル間隔となつてい  
るため多くなつてしまつた。共架については一本につき年間一千五百円の共架料が  
かかるので、一般的に現在採用されている工法をとらせていただいたが、御指

摘の点については今後十分に趣旨を踏まえて検討していきたいと思つてい  
る。横田基地の關連する障害であれば実態調査をして防衛側と相談し措  
置を講じていきたい。

保育園児の定員に満たない理由は保育率等の關係の定員もあるので、

このような結果になった。百六十五人は年間延べ人数であるので、月にすると非常に少ないので御理解願いたい。

児童手当の件であるが、被養者が一千二百三十四人、非被養者が四百六十六人の減である。理由としては、本人が所得制限で申請しなかったり、出生率の低下等も想定される。また、転出もそれだけ七十五人と六十六人もあったためと考へている等の答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君)

この際、総務委員長より発言訂正の申し出がありましたので、これを許します。総務委員長石川慶一郎君。

(総務委員長

石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君)

本案に対します私の審査報告中、一部適正を欠く発言がございましたので、大変恐縮ながら御訂正方をお願い

いを申し上げます。

先ほどの審査報告の中での、三中のピアノの購入に関して卒業式云々という点につきまして、休憩中、総務委員会を開きましたところ、教員

委員会側より、ピアノ購入の件について不的確な発言があり、「卒業式」という部分と「一日も早く」ということに訂正願いたいとの訂正発言が当委員会になされました。当委員会もこれを了といたしましたような次第でございます。

先ほど、私が審査報告いたしました中で、「卒業式には」という部分につきまして「一日も早く」というふうに御訂正願いたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。

○議長(末次性男君)

ただいま発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発言のと

おり訂正することに決定いたしました。

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第十八号については、各委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よつて議案第十八号は、委員会報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第九議案第十九号昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本会にについては、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長

指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君)

御指名がございましたので、議案第十九

号昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)について、審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は省略させていただき、補足して審査の概要を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

課長の説明の後、各委員より、延滞金は科目存置として一千円

計上してしたが、今回九十五万円の補正であるが、遅きに失したと思う。

今後十分注意してもらいたい。また、第三号行為による納付金の件数について、高額療養費の最高基準について改正されているか等々の質疑が出されましたが、これらに対し、五十六年度に科目存置的な取り扱

いとしたこと自体問題があったのではないかと考へていたので、五十七年度はそれなりの予算計上をしているので、よろしく願っていた。

第三号行為については二件分である。

高額療養費は、本予算においては三万九千円であるが、五十七年度においては三万九千円と五万一千円の二種類を予算計上しているとの答弁があった後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(末次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十九号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よって議案第十九号

は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長(末次性男君)

日程第十議案第二十号 昭和五十六年度福生市

福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長か

ら報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

御指名がございましたので、議案第二十

号建設委員長(高水惣八君)

号につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

今回の補正は、歳入において都から委任されている区画整理事業の都委託金、預金利子及び換地精算金等で、増減差し引きし二十六万一千円の減。それから、歳出においては、総務費では都委託金収入による財

源振りかえ、事業費においては区画整理審議会委員及び評価委員の報酬や費用弁償の減額、それから、東口地区の事業費では、駅前における移転ができなかったことに伴う道路補修材料費や水道管布設工事の負担金、その他で百七十七万一千円の減額、換地精算交付金においては四十三万五千円、そのほかを増減差し引きし歳入と同額の二十六万一千円の減額補正ということでございます。本補正予算については原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十号については、委員会報告

どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よって議案第二十号

は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第十一議案第二十一号昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名がございましたので、議案第二十一号

につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案本審査報告書) 別添参照

今回の補正は、歳入におきまして五十三年から供用開始となった受益者

負担金、また、下水道使用料においてそれぞれ基地関係の国庫支出金で実績精算による減、その他十一の金融機関に預託している水洗便所改造資金の元金収入、流域下水道債でそれぞれ減額。また、歳出においては、総務費では当初見込みより使用水量がふえたことによる多摩川上流流域下水道への負担金で増額、その他水洗化の普及関係等、増減差し引きして六百八十九万円の増。事業費において立川市の西砂川第九幹線工事用地買収ができなかったことによる当市の負担金の減、その他多摩川上流流域下水道事業の負担金の減。それから、公共下水道債、流域下水道債においても減となり、これらの合計で歳入歳出一千四百九十九万三千円の減額補正となりましたものであります。

委員から、改造資金が歳入歳出とも減となった理由は何かとの質疑に対し、申請が二百十九件あり、あうち決定したのが百二十七件となったが、貸付額を考え、手続上めんどうな面があるとか、市内に保証人がないとか、また、途中で辞退した者もあり、今後は手続

等の簡素化について金融機関に申し入れたいと思う。

このような答弁があり、本委員についてお諮りいたしましたところ、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第十二議案第二十二号昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算(第四号)を議題といたします。本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名がございましたので、議案第二十二号につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。(議案不審査報告書) 別添参照

本補正予算は、歳入における東京郡からの受託水道事業収入として三千二百四十七万九千円の減、歳出としては水源や浄水場における動力費あるいは導水管の移設工事等の減額補正であるという説明があった後、質疑に入り、委員から、導水管移設工事関係で三百メートルを予定したところ八十メートルで済んだという理由を聞きたい、あるいは漏水

調査の実情はどうか。さらにまた民有地に埋設されている給水管の移設について聞きたい等の質疑に對しまして、理事者側より、水道工事計画を立てる場合に前年の六月ごろには東京郡に計画書を提出するようになつており、一般会計や下水道会計における事業計画を立てる時期的はずれがあるということ。それから、今回の場合は下水道管や電話線のケーブル、ガス管等が多く、故障もあると予想をしたが、結果的には工事の距離が短く済んだために設計委託及び移設工事で約二百五十万円の減額したものである。

漏水については、漏水事故件数は前年度より半分程度に減ったが、今後も漸減していくものと思う。有収率は一元化した各市の平均が五十五年度で八二・四%、福生市は七〇・九%と低く、そのため、漏水調査をしてきたが、五十六年度においては八一%程度に上がるものと予想され、今後とも漏水防止に努力していきたいと思う。また、古い石綿管の漏水も多いので道路拡張、改修計画とあわせ逐次ビニール管等に取りかえていきたい。私道に埋設してある給水管については私有物となり、数軒で使用す

る連合線については関係者とも協議をして移設等を行うことになるが、配水管については道路改修や下水道工事等とあわせて移設をしていきたいと思つてゐる。

このような答弁があり、本安木についてお諮りいたしましたところ、原安木のおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十二号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よつて議案第二十二号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十三議案第二十三号昭和五十七年度福

生市一般会計予算を議題といたします。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

本安木はすでに特別委員会でも十分審議が尽くされておりますので、委員長報告及び質疑を省略されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本安木は委員長報告及び質疑を省略されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よつて委員長の報告及